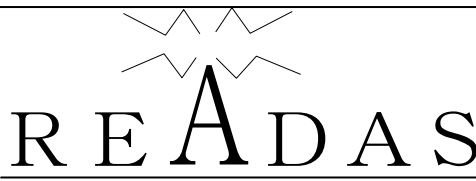


第 5948 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 5月 2日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 歯並びの矯正と医療費控除

**Q**：将来の就職や結婚を考えて、歯並びを矯正しようと思っています。この場合の費用は、医療費控除の対象になりますか？

**A**：医療費控除の対象にはなりません。

### 【解説】

医療費控除とは、その年中に支払った医療費（自分または自分と生計を一にする親族分）の額が多かった場合に、次の①から②を差し引いた金額（ただし200万円が上限とされます）を、所得金額から控除してくれるというものです。

- ①（その年に支払った医療費）－（医療費に充てるものとして受け取った保険金等）
- ② 10万円と、所得金額の5%相当額といずれか少ない金額

この医療費控除の対象となる医療費は、病気治療費用に限られています。したがって、「より健康になるため」とか、「より美しくなるため」の費用は、医療費控除の対象とはなりません。

歯列矯正についていえば、例えば小さいお子さんの歯の噛み合わせが非常に悪く、物をうまく噛めないなどの状態にあり、放っておいたら、健全な発育に支障があると認められる場合に行う治療費用は、医療費控除の対象となりますが、容姿を美化し又は容貌を変えるための歯列矯正の費用は、医療費控除の対象とはなりません。お尋ねの歯列矯正は、一般的に容姿を美化し又は容貌を変えるためのものと認められますので、この場合の費用は、医療費控除の対象とはなりません。

